

議案第70号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の項手数料の金額の欄を次のように改める。

(1) (2) 又は (3) 以外の場合	180,000 円
(2) 法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合	120,000 円
(3) 法第48条第16項第2号に規定する建築の場合	140,000 円

別表第2の41の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

41 の 2	法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000 円
41 の 3	法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	120,000 円
41 の 4	法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	160,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

建築基準法の改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料の金額に係る規定を改めるとともに、新たに用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料等を定めたいので、この案を提出するものである。